

令和7年度 閉校小学校のスポーツ活動施設の利用について

1. 趣旨

地域住民の健康増進と豊かなコミュニティーづくりを目的に、閉校小学校のスポーツ活動施設を名張市の体育施設に位置付け、引き続いての計画的な利用を促進する。

2. 利用対象

(1) 利用施設

錦生体育館・運動場

滝之原体育館・運動場

国津体育館・運動場

(2) 開放時間

全日 9時から21時

3. 利用期間

令和7年6月1日～令和8年5月31日まで(※)

※令和7年12月29日～令和8年1月3日は除く。

※地域行事等により、利用休止となる場合あり

4. 利用手続き

(1) 登録

各施設を計画的に利用しようとする団体は、「学校体育施設開放利用申請書兼許可書」、「学校体育施設開放利用団体登録申請書」及び「スポーツ安全保険加入依頼書(代表者控)のコピー」を令和7年3月31日(月)までにマツヤマSSKアリーナ(名張市総合体育館)へ提出してください。(年度ごとに登録が必要となります。)

(2) 調整会議

利用団体の利用日時等の調整を行うため、閉校学校ごとに調整会議を行います。(令和7年5月7日～16日(予定))

(3) 登録証

名張市教育委員会は、利用日程の調整を受けた登録団体に登録証を発行します。

5. 電気料金の負担

体育館の照明を使用した場合は、その実費を使用団体は学校開放事業に準じて負担し、教育委員会が徴収を行います。

※国津・滝之原体育館：1kw 27円

※錦生体育館：30分 30円

6. その他

(1) スポーツ安全保険の加入について

閉校学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、スポーツ安全保険に加入してください。

(2) 利用についての注意

①施設の鍵につきましては、学校開放事業同様、利用登録許可団体に年間貸与しますので、責任をもって管理してください。紛失・破損等が生じましたら早急に市民スポーツ室にご連絡下さい。なお、このことに伴う復旧に際しては、実費負担となります。

②各団体の備品につきましては、施設利用時に持参していただき、利用終了後には、お持ち帰りください。

③各施設につきましては、設備・備品の状況により競技種目に制限がありますのでご注意下さい。詳しくは市民スポーツ室へお問い合わせください。

④前年度の実績にもとづき、利用が著しく少ない団体につきましては、より多くの団体が利用できるよう、本会議内で、申請内容の一部または全部の取消をお願いする場合があります。

(3) 三重県ドクターヘリコプターについて

緊急時の救命救急のため、各施設運動場にドクターヘリが離着陸する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。